

鹿 児 島 県 公 報

令和 4 年 5 月 20 日 (金) 第 312 号 の 2



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 救急病院等の認定 (5 件) (保健医療福祉課取扱い) 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新 (2 件) (障害福祉課取扱い) 2
- 漁船保険付保義務発生 (水産振興課取扱い) 3
- 特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定 (水産振興課取扱い) 3
- 肥料の登録の有効期間の更新 (経営技術課取扱い) 3
- 道路の区域の変更 (道路維持課取扱い) 4
- 公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功認可 (河川課取扱い) 4
- 洪水浸水想定区域の指定 (河川課取扱い) 7
- 都市計画通路の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課取扱い) 7

公 告

- 令和 4 年度家畜商講習会開催公告 (畜産課取扱い) 7
- 競争入札の参加者の資格に関する公告 (管財課取扱い) 8
- 一般競争入札公告 (管財課取扱い) 9
- 落札者等の公告 (4 件) (県民健康プラザ鹿屋医療センター取扱い) 12
- (県立大島病院取扱い) 12
- (県立始良病院取扱い) 12
- (県立薩南病院取扱い) 13

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 個人演説会等を開催することができる施設の指定の一部改正 (選挙管理委員会取扱い) 13

公 安 委 員 会 公 告

- 警備員等検定合格者審査実施公告 (生活安全企画課取扱い) 14

告 示

鹿 児 島 県 告 示 第 450 号

救急病院等を定める省令 (昭和39年厚生省令第 8 号) 第 1 条第 1 項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和 4 年 5 月 20 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

1 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
独立行政法人国立病院機構指宿医療センター	指宿市十二町4145番地

2 認定の有効期限

令和 7 年 3 月 12 日

鹿 児 島 県 告 示 第 451 号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和4年5月20日

鹿児島県知事 塩田康一

1 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
新村病院	鹿児島市西田二丁目26番20号

2 認定の有効期限

令和7年3月19日

鹿児島県告示第452号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和4年5月20日

鹿児島県知事 塩田康一

1 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
国分脳神経外科病院	霧島市国分向花133番地2

2 認定の有効期限

令和7年4月30日

鹿児島県告示第453号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和4年5月20日

鹿児島県知事 塩田康一

1 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
今林整形外科病院	指宿市十町352番地2

2 認定の有効期限

令和7年5月23日

鹿児島県告示第454号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の診療所を救急診療所として認定した。

令和4年5月20日

鹿児島県知事 塩田康一

1 病院の名称及び所在地

診 療 所 の 名 称	所 在 地
かわはら脳神経外科クリニック	鹿児島市和田一丁目17番10号

2 認定の有効期限

令和7年4月1日

鹿児島県告示第455号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和4年5月20日

鹿児島県知事 塩田康一

病 院 又 は 診 療 所		更 新 年 月 日	自 立 支 援 医 療 の 種 類
名 称	所 在 地		

スリジェこころのクリニック	鹿児島市南郡元町6-16-2 F	令和4年 5月1日	精神通院医療
青雲会病院	始良市西餅田3011番地	令和4年 5月1日	精神通院医療
せいざん病院	西之表市住吉3363番地2	令和4年 5月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第456号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和4年5月20日

鹿児島県知事 塩田康一

薬 局		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
真砂薬局	鹿児島市真砂町76番9号	令和4年 5月1日	精神通院医療
キリマンジャロ薬局	鹿児島市武岡一丁目116番1号	令和4年 5月1日	精神通院医療
一番街薬局	鹿児島市中央町23番地21ア ールタワー203-2	令和4年 5月1日	精神通院医療
とまと薬局国分店	霧島市国分中央3-19-15	令和4年 5月1日	精神通院医療
きぼう薬局	霧島市国分湊393番地1	令和4年 5月1日	精神通院医療
有明薬局	志布志市有明町野井倉8035-1	令和4年 5月1日	精神通院医療
与論調剤薬局	大島郡与論町大字茶花175番地3	令和4年 5月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第457号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、錦江加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

令和4年5月20日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第458号

指宿市西方7117番地 高吉丸水産有限会社代表取締役高杉忍及び指宿市岩本132番地 栄丸水産有限会社代表取締役高橋一雄からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

令和4年5月20日

鹿児島県知事 塩田康一

区域及び区分

- 1 区域 指宿市区域（指宿漁業協同組合の地区）
- 2 区分 総トン数10トン以上の漁船により主として一本釣り漁業を営む漁業又は総トン数10トン以上の漁船により主としてそでいか旗流し漁業を営む漁業

鹿児島県告示第459号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

令和 4 年 5 月 20 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

登録番号	更新後の登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者	
						氏名又は名称	住所
鹿児島県肥第1281号	令和10年5月17日	加工家きんふん肥料	土根丈丸	窒素全量 3.5 りん酸全量 3.5 加里全量 3.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	鹿児島プロフーズ株式会社	いちき串木野市大里2762番地
鹿児島県肥第1282号	令和10年6月17日	魚かす粉末	7-6かごしま魚粉	窒素全量 7.0 りん酸全量 6.0	該当なし	鹿児島プロフーズ株式会社	いちき串木野市大里2762番地
鹿児島県肥第1283号	令和10年6月17日	魚かす粉末	6-6かごしま魚粉	窒素全量 6.0 りん酸全量 6.0	該当なし	鹿児島プロフーズ株式会社	いちき串木野市大里2762番地

鹿 児 島 県 告 示 第 460 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和4年5月20日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 5 月 20 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
国道	504号	薩摩郡さつま町求名字前田12966番2地先から同町田原字野元147番6地先まで	前	8.5~50.2	6,086.4
			前	14.0~129.6	6,702.7
			後	8.5~50.2	6,086.4
			後	14.0~120.6	6,773.4
		出水市野田町上名字西田平5673番3地先から同市野田町下名字長尾4418番11地先まで	前	7.1~25.2	4,864.1
			後	7.1~25.2	4,864.1
		出水市野田町上名字西田平5673番3地先から阿久根市多田字中面2091番1地先まで	後	12.4~94.2	3,756.3

鹿 児 島 県 告 示 第 461 号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

令和 4 年 5 月 20 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- しゅん功認可年月日
令和4年5月11日
- しゅん功認可を受けた者の名称及び住所並びに代表者の氏名

鹿児島県

鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県知事 塩田康一

3 埋立区域

(1) 位置

ア 埋立区域(イ)

大島郡瀬戸内町大字古志字宮崎75番地1から同大字字川田ノ一89番地1に至る間の土地に接する県道敷きの地先公有水面及び同県道敷きに接する国有海浜地の地先公有水面

イ 埋立区域(ロ)

大島郡瀬戸内町大字古志字川田ノ一89番地1の土地に接する県道敷きの地先公有水面

ウ 埋立区域(ハ)

大島郡瀬戸内町大字古志字川田ノ一89番地1の土地に接する県道敷きの地先公有水面

エ 埋立区域(ニ)

大島郡瀬戸内町大字古志字浜田ノ二176番地2の土地に接する県道敷きの地先公有水面

オ 埋立区域(ホ)

大島郡瀬戸内町大字古志字浜田ノ二176番地2の土地に接する県道敷きの地先公有水面

(2) 区域

ア 埋立区域(イ)

次の点1から点24までを順次に直線で結んだ線及び点24と点1を直線で結んだ線により囲まれた区域

点1 四等三角点（北緯28度13分57秒5920，東経129度16分36秒0482）（以下「基点」という。）から246度29分38秒410.83メートルの地点

点2 点1から2度02分19秒11.60メートルの地点

点3 点2から14度52分18秒20.49メートルの地点

点4 点3から27度55分58秒3.53メートルの地点

点5 点4から52度40分07秒46.83メートルの地点

点6 点5から81度12分34秒7.08メートルの地点

点7 点6から80度57分11秒20.41メートルの地点

点8 点7から88度50分53秒14.26メートルの地点

点9 点8から83度59分01秒20.92メートルの地点

点10 点9から72度10分46秒10.57メートルの地点

点10-1 点10から74度04分31秒3.09メートルの地点

点11 点10-1から74度04分31秒7.61メートルの地点

点12 点11から61度40分40秒21.32メートルの地点

点13 点12から57度39分53秒18.26メートルの地点

点14 点13から226度34分36秒18.71メートルの地点

点14-1 点14から238度57分42秒10.04メートルの地点

点15 点14-1から245度59分30秒11.74メートルの地点

点15-1 点15から247度49分50秒7.70メートルの地点

点16 点15-1から254度24分48秒3.19メートルの地点

点17 点16から254度17分26秒10.80メートルの地点

点18 点17から260度05分05秒21.13メートルの地点

点19 点18から261度34分58秒14.18メートルの地点

点20 点19から259度02分21秒19.82メートルの地点

点21 点20から248度49分28秒17.55メートルの地点

点21-1 点21から236度20分20秒7.03メートルの地点

点22 点21-1から230度20分56秒9.09メートルの地点

点22-1 点22から219度27分08秒8.36メートルの地点

点23 点22－1から212度58分05秒9.30メートルの地点

点24 点23から209度16分24秒19.48メートルの地点

イ 埋立区域(㊦)

次の点25から点26－4までを順次に直線で結んだ線及び点26－4と点25を直線で結んだ線により囲まれた区域

点25 基点から253度31分25秒212.58メートルの地点

点26 点25から3度19分29秒8.14メートルの地点

点26－1 点26から72度13分39秒4.22メートルの地点

点26－2 点26－1から169度51分43秒0.43メートルの地点

点26－3 点26－2から186度41分47秒3.34メートルの地点

点26－4 点26－3から197度43分46秒3.59メートルの地点

ウ 埋立区域(㊧)

次の点30から点34までを順次に直線で結んだ線及び点34と点30を直線で結んだ線により囲まれた区域

点30 基点から259度34分12秒213.04メートルの地点

点31 点30から90度38分35秒1.24メートルの地点

点32 点31から109度06分10秒2.54メートルの地点

点33 点32から131度28分09秒0.62メートルの地点

点34 点33から236度41分15秒2.75メートルの地点

エ 埋立区域(㊨)

次の点35から点44までを順次に直線で結んだ線及び点44と点35を直線で結んだ線により囲まれた区域

点35 基点から256度50分24秒194.87メートルの地点

点36 点35から57度46分07秒18.08メートルの地点

点37 点36から67度34分43秒10.73メートルの地点

点38 点37から81度46分11秒10.03メートルの地点

点39 点38から86度10分48秒6.40メートルの地点

点40 点39から252度52分32秒14.17メートルの地点

点41 点40から251度07分02秒4.24メートルの地点

点42 点41から247度30分47秒4.25メートルの地点

点43 点42から237度59分53秒13.48メートルの地点

点44 点43から256度08分45秒4.92メートルの地点

オ 埋立区域(㊩)

次の点45－1から点51までを順次に直線で結んだ線及び点51と点45－1を直線で結んだ線により囲まれた区域

点45－1 基点から260度28分16秒195.03メートルの地点

点45－2 点45－1から348度10分17秒1.40メートルの地点

点45－3 点45－2から351度21分00秒1.48メートルの地点

点45－4 点45－3から12度30分55秒1.24メートルの地点

点45－5 点45－4から32度11分47秒1.18メートルの地点

点45－6 点45－5から52度36分20秒1.79メートルの地点

点45－7 点45－6から62度17分06秒6.78メートルの地点

点50－1 点45－7から29度40分29秒2.02メートルの地点

点51 点50－1から140度27分17秒8.39メートルの地点

(3) 面積

埋立区域(イ) 1,043.72平方メートル

埋立区域(㊦) 27.17平方メートル

埋立区域(㊧) 5.60平方メートル

埋立区域(㊨) 110.02平方メートル

埋立区域(㊩) 76.73平方メートル

合計 1,263.24平方メートル

- 4 埋立地の用途
道路用地
- 5 埋立免許年月日及び番号
平成26年 1 月23日
指令河第315号
- 6 公有水面埋立法第22条第 3 項の規定により関係図書を閲覧に供する市町村
瀬戸内町

鹿児島県告示第462号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第 2 項の規定により，次のとおり洪水浸水想定区域を指定した。

令和 4 年 5 月 20 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 河川の名称
境川水系境川
- 2 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
別紙図面のとおりに

（「別紙図面」は，省略し，鹿児島県土木部河川課及び北薩地域振興局建設部土木建築課出水市駐在機関に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第463号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により鹿児島市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので，同法第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定により，次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 4 年 5 月 20 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 鹿児島都市計画通路
 - (2) 名称 5号 武町通り
- 2 関係図書の縦覧場所
鹿児島県土木部都市計画課

公 告

令和 4 年度家畜商講習会開催公告

家畜商法（昭和24年法律第208号）第 4 条の 2 第 1 項の規定により，令和 4 年度家畜商講習会を次のとおり開催する。

令和 4 年 5 月 20 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 開催の日時及び場所

区 分	日 時	場 所
第 1 日	令和 4 年 7 月 27 日（水） 午前 9 時から午後 5 時まで	鹿児島県社会福祉センター 7 階大会議室（鹿児島市鴨池新町 1 番 7 号）
第 2 日	令和 4 年 7 月 28 日（木） 午前 9 時から午後 5 時まで	同上

- 2 講習内容

家畜商法施行令（昭和28年政令第252号）第 1 条の 4 第 1 項各号に掲げる事項のほか，知事が必要と認める事項

- 3 受講資格

制限はない。

4 講習の特例措置

獣医師法（昭和 24 年法律第 186 号）第 3 条の規定による獣医師の免許を受けている者及び家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号）第 16 条第 1 項の規定による家畜人工授精師の免許を受けている者に対しては、家畜商法施行令第 1 条の 4 第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項の講習の全部又は一部を免除する。

5 講習手数料

3,300 円

6 受講手続

(1) 提出書類等

ア 受講申請書

イ 講習手数料（3,300 円分の鹿児島県収入証紙を受講申請書の所定の欄に貼り付けて提出すること。）

ウ 4 に該当する者にあつては、講習時間の特例措置適用申請書及び獣医師免許の写し又は家畜人工授精師免許の写し

(2) 受講申請書等の提出先

鹿児島県農政部畜産課（鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 郵便番号 890-8577）

7 受講申請書の提出期限

令和 4 年 6 月 24 日（金）

8 受講申請書等の用紙の交付

受講申請書及び講習時間の特例措置適用申請書の用紙は、鹿児島県農政部畜産課、各地域振興局、各支庁及び各市町村担当課において交付する。

なお、同用紙を送付の方法により請求するときは、宛先及び郵便番号を明記し、84 円分の切手を貼った返信用封筒を同封すること。

9 その他

講習会に関する照会は、鹿児島県農政部畜産課（電話 099-286-2111 内線 3226）、各地域振興局、各支庁又は各市町村担当課に対して行うこと。

.....

競争入札の参加者の資格に関する公告

令和 4 年度において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、当該調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について、次のとおり公告する。

令和 4 年 5 月 20 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 調達をする特定役務の種類

電話交換設備賃貸業務（県庁舎構内交換電話設備の賃貸借）

2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

なお、調達をする特定役務の特質により、次に掲げる要件以外に必要な要件を定めることがある。

(1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成 14 年鹿児島県告示第 1481 号。以下「資格審査要綱」という。）第 7 条第 3 項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であつて、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。

(2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第 5 条各号のいずれにも該当しない者であること。

3 入札参加資格審査の申請の方法、時期等

競争入札に参加しようとする者で 2 の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

- (1) 申請の方法
資格審査要綱第 4 条第 1 項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便により提出するものとする。
 - (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先
鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3826
ファックス番号 099-286-5643
 - (3) 申請書類の受付期間
令和 4 年 5 月 20 日から同年 6 月 13 日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。
なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が競争入札に間に合わないことがある。
 - (4) 入札参加資格審査を受けることができない者
資格審査要綱第 5 条各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格審査を受けることができない。
 - (5) 入札参加資格審査結果の通知
入札参加資格審査結果の通知書を郵便により送付する。
 - (6) 申請書類の作成において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- 4 入札参加資格の有効期間
入札参加資格を取得した日から令和 5 年 12 月 31 日までとする。
- 5 競争入札の公示の方法
競争入札を行う場合は、鹿児島県公報により公告する。

.....

一般競争入札公告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定により、特定役務の調達について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和 4 年 5 月 20 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする特定役務の名称及び数量
建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービス（県庁舎構内交換電話設備賃貸借）一式
 - (2) 調達をする特定役務の特質等
入札説明書による。
 - (3) 履行期間
入札説明書による。
 - (4) 履行場所
入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
 - (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成 14 年鹿児島県告示第 1481 号。以下「資格審査要綱」という。）第 7 条第 3 項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
 - (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第 5 条各号のいずれにも該当しない者であること。

- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等
入札に参加しようとする者で 2 の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。
- (1) 申請の方法
資格審査要綱第 4 条第 1 項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。
- (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先
鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3826
ファックス番号 099-286-5643
- (3) 申請書類の受付期間
令和 4 年 5 月 20 日から同年 6 月 13 日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。
なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 入札の方法等
- (1) 入札書の記載
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札書の提出場所
鹿児島県出納局管財課庁舎管理第二係
鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 郵便番号 890-8577
- (3) 入札書の提出方法
(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。
- (4) 入札書の提出期限
令和 4 年 6 月 29 日午後 5 時 15 分（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）
- (5) 開札の日時及び場所
ア 日時 令和 4 年 6 月 30 日午前 10 時
イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎 1 階）管財課入札室
- (6) 入札説明書
ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。
イ 入札説明書の交付場所及び交付期限
(2)及び(4)に同じ。
- 5 契約条項を示す場所及び期限
4 の(2)及び(4)に同じ。
- 6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- 7 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
見積もる契約金額の 100 分の 5 以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説

明書に定める期限までに納付すること。ただし、入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

10 最低制限価格

設定しない。

11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県出納局管財課設備管理第一係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3803
ファックス番号 099-286-5641

13 その他

この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

14 SUMMARY

- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE SERVICES TO BE REQUIRED:
Private branch exchange:1Set
- (2) FULFILLMENT PERIOD:
Specified in the tender explanation form
- (3) FULFILLMENT PLACE:
Specified in the tender explanation form
- (4) TIME LIMIT FOR TENDER:
5:15 p.m. 29 June 2022
- (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:
Property Management Division

Treasury Bureau
Kagoshima Prefectural Government
10-1 Kamoikeshinmachi, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 890-8577 Japan
TEL 099-286-3803
FAX 099-286-5641

落札者等の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和 4 年 5 月 20 日

県民健康プラザ鹿屋医療センター院長 原口優清

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
県民健康プラザ鹿屋医療センターで使用する電気
年間予想使用電力量 2,932,000キロワットアワー
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
県民健康プラザ鹿屋医療センター総務課
鹿屋市札元一丁目 8 番 8 号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和 4 年 3 月 25 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
九州電力株式会社鹿屋営業所
鹿屋市札元二丁目 3792 番 5
- 5 随意契約に係る契約金額
予想使用電力料金 50,775,600円
- 6 随意契約によることとした理由
地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号該当

落札者等の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和 4 年 5 月 20 日

県立大島病院長 石神純也

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
県立大島病院で使用する電気
年間予想使用電力量 5,080,000キロワットアワー
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
県立大島病院総務課
奄美市名瀬真名津町18番 1 号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和 4 年 3 月 23 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
九州電力株式会社奄美配電事業所
奄美市名瀬長浜町 6 番 1 号
- 5 随意契約に係る契約金額
予想使用電力料金 92,082,872円
- 6 随意契約によることとした理由
地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号該当

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和 4 年 5 月 20 日

県立始良病院長 山畑良蔵

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
県立始良病院で使用する電気
年間予想使用電力量 1,549,000キロワットアワー
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
県立始良病院経営課
始良市平松6067番地
- 3 落札者を決定した日
令和 4 年 3 月 15 日
- 4 落札者の氏名及び住所
九州電力株式会社霧島営業所
霧島市国分野口東 1 番 50 号
- 5 落札金額
予想使用電力料金 27,495,670円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和 4 年 2 月 1 日

落札者等の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。
令和 4 年 5 月 20 日

県立薩南病院長 三枝伸二

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
県立薩南病院で使用する電気
年間予想使用電力量 1,834,934キロワットアワー
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
県立薩南病院総務課
南さつま市加世田高橋1968番地 4 号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和 4 年 3 月 22 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
九州電力株式会社加世田営業所
南さつま市加世田地頭所町 1 番地 5
- 5 随意契約に係る契約金額
予想使用電力料金 35,202,304円
- 6 随意契約によることとした理由
地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の 2 第 1 項第 8 号該当

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第24号

公職選挙法 (昭和25年法律第100号) 第161条第 1 項の規定により, 個人演説会, 政党演説会及び政党等演説会を開催できる施設として日置市選挙管理委員会から施設の指定の変更の報告があったので, 令和 4 年 2 月 14 日鹿児島県選挙管理委員会告示第 4 号 (個人演説会等を開催することができる施設の指定) の一部を次のように改正する。

令和 4 年 5 月 20 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

表中	日置市伊作田地区	日置市東市来町伊作田4318番地	380	を
	公民館			

日置市伊作田地区 公民館	日置市東市来町伊作田4318番地	100	に改める。
-----------------	------------------	-----	-------

公安委員会公告

警備員等検定合格者審査実施公告

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条及び警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第6条の規定により、鹿児島県公安委員会が行う審査（学科試験及び実技試験を受験する者に限る。以下「検定合格者審査」という。）を次のとおり実施する。

令和 4 年 5 月 20 日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

1 検定合格者審査の種別及び級並びに資格

(1) 空港保安警備業務 1 級

検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。）第1条第1項の表に規定する空港保安警備（以下「空港保安警備」という。）に係る同項に規定する検定（以下「旧検定」という。）であって同条第2項に規定する1級に係るもの（以下「旧1級検定」という。）に合格した者

(2) 空港保安警備業務 2 級

空港保安警備に係る旧1級検定又は旧検定であって旧規則第1条第2項に規定する2級に係るもの（以下「旧2級検定」という。）に合格した者

(3) 施設警備業務 1 級

旧規則第1条第1項の表に規定する常駐警備（以下「常駐警備」という。）に係る旧1級検定に合格した者

(4) 施設警備業務 2 級

常駐警備に係る旧1級検定又は旧2級検定に合格した者

(5) 交通誘導警備業務 1 級

旧規則第1条第1項の表に規定する交通誘導警備（以下「交通誘導警備」という。）に係る旧1級検定に合格した者

(6) 交通誘導警備業務 2 級

交通誘導警備に係る旧1級検定又は旧2級検定に合格した者

(7) 核燃料物質等危険物運搬警備業務 1 級

旧規則第1条第1項の表に規定する核燃料物質等運搬警備（以下「核燃料物質等運搬警備」という。）に係る旧1級検定に合格した者

(8) 核燃料物質等危険物運搬警備業務 2 級

核燃料物質等運搬警備に係る旧1級検定又は旧2級検定に合格した者

(9) 貴重品運搬警備業務 1 級

旧規則第1条第1項の表に規定する貴重品運搬警備（以下「貴重品運搬警備」という。）に係る旧1級検定に合格した者

(10) 貴重品運搬警備業務 2 級

貴重品運搬警備に係る旧1級検定又は旧2級検定に合格した者

2 検定合格者審査対象外の者

1に該当する者のうち、次に掲げる者は、学科試験及び実技試験の全部が免除されるので、本審査の対象外とする。

(1) 旧検定に合格した警備員であって、検定規則の施行の際、現に当該旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して1年以上である者

(2) 旧検定に合格した者であって、検定規則の施行の際、現に当該旧検定に係る警備業務に係る旧規則第12条第1項に規定する指定講習の講師として従事しており、かつ、当該講師

として従事している期間が継続して 1 年以上である者

3 検定合格者審査の実施日時及び場所

(1) 実施日時

令和 4 年 6 月 23 日（木）午前 9 時から午後 1 時まで（午前 8 時 30 分までに当該旧検定合格証を持参の上、鹿児島県警察本部 1 階正面玄関ロビーに集合すること。）

(2) 実施場所

鹿児島県警察本部（鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号）

4 検定合格者審査の方法

(1) 1 級の検定合格者審査

ア 学科試験

㊦ 科目

- a 警備業務に関する基本的な事項に関すること。
- b 法令に関すること。
- c 警備業務の実施に関すること。
- d 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(イ) 問題数

10 問

イ 実技試験

㊦ 科目

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(イ) 内容

徒手の護身術の基本動作を 2 種類実施

(2) 2 級の検定合格者審査

ア 学科試験

㊦ 科目

- a 警備業務に関する基本的な事項に関すること。
- b 法令に関すること。
- c 警備業務の実施に関すること。
- d 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(イ) 問題数

10 問

イ 実技試験

㊦ 科目

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(イ) 内容

徒手の護身術の基本動作を 1 種類実施

(3) 各級とも学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

5 申請手続

(1) 受付の期間及び時間帯

ア 期間

令和 4 年 5 月 30 日（月）から同年 6 月 10 日（金）まで（鹿児島県の休日を定める条例（平成元年鹿児島県条例第 37 号）第 1 条の県の休日を除く。）

イ 時間帯

午前 8 時 30 分から午後 4 時まで

(2) 提出書類

ア 検定規則附則第 10 条の審査申請書（検定規則別記様式。以下「審査申請書」という。）

1 通

イ 鹿児島県公安委員会以外の都道府県公安委員会から旧規則第 8 条の規定に基づく合格証（以下「旧検定合格証」という。）の交付を受けた者に対しては、次のいずれかの書面

- (ク) 鹿児島県内に住所地を有する者にあつては当該住所地を疎明する書面 1通
 - (イ) 鹿児島県内の営業所に属する警備員にあつては当該営業所に属することを疎明する書面 1通
 - ウ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽，正面，上三分身，無背景の縦の長さ3.0センチメートル，横の長さ2.4センチメートルの写真で，その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 1葉
 - エ 旧検定合格証の写し 1通
- (3) 申請先及び申請方法
- ア 申請先
 - (ク) 鹿児島県内に住所を有する者
受審者が鹿児島県内に住所を有する場合におけるその者の住所地又は受審者が鹿児島県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
 - (イ) 鹿児島県外に住所を有する者で，鹿児島県内の営業所に属する警備員
受審者が鹿児島県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
 - (ウ) 鹿児島県公安委員会から旧検定合格証の交付を受けている者で，鹿児島県内に住所地及び所属する営業所がないもの
鹿児島県内いずれかの警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
 - イ 申請方法
受審者本人がアの申請先に直接持参により申請すること（受審者本人以外による申請，郵送等による申請は認めない。）。
- 6 審査手数料
4,700円（4,700円分の鹿児島県収入証紙を審査申請書に貼付して提出すること。）
なお，審査申請書を受け付けた後は，検定手数料は返還しない。
- 7 合格者の発表及び成績証明書の交付
- (1) 合格者の発表は，検定合格者審査当日，検定合格者審査の実施場所において行う。
 - (2) 検定合格者審査当日，合格者には検定規則第11条の成績証明書を交付する。
- 8 その他
- (1) 受審希望者は，1の(1)から(10)までの検定合格者審査のうち，いずれかの審査についてのみ申請することができる。
 - (2) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により，検定を延期し，又は中止する場合がある。
- 9 本審査に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先
鹿児島県警察本部生活安全企画課生活安全許可センター
電話番号 099-206-0110（内線3032・3033）